

下関市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査及び同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	今	井	弘	文
同	秋	森	和	也
同	木	本	暢	一
同	田	中	義	一

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の期間

(1) 令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

出資団体：一般財団法人下関市公営施設管理公社、株式会社豊田ふるさとセンター

(2) 令和5年10月1日から令和5年11月30日まで

出資団体：地方独立行政法人下関市立市民病院

3 監査の範囲

(1) 出資団体の令和4年度における事業及び経理の執行状況

(2) 所管課における出資団体への指導及び監督の状況

4 監査の着眼点

出資団体における出納その他の事務及び当該団体に関係する所管課の事務が、関係法令、財務関係規程等に基づき適正に執行されているかという観点から、主として令和4年度分について、次の着眼点により実施した。

(1) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

- (2) 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (3) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (4) 収益率及び財務比率は良好か。
- (5) 会計経理及び財産管理は適切か。
- (6) 所管課は出資者としての権利行使を適切に行っているか。
- (7) 所管課は団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているか。

5 監査等の実施内容

監査に当たっては、提出された監査資料を審査したほか、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係者から説明聴取を行うなどの方法により実施した。

6 監査の結果

監査した限りにおいて、出資団体である一般財団法人下関市公営施設管理公社、地方独立行政法人下関市立市民病院及び株式会社豊田ふるさとセンターの事務並びにその所管課の事務については、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね本市の出資目的に沿って適正に執行されていると認められた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

一般財団法人下関市公営施設管理公社について	
出資団体（一般財団法人下関市公営施設管理公社）に関する事項	[指摘事項] 及び [意見] なし
所管課（総務部総務課）に関する事項	[指摘事項] 及び [意見] なし
地方独立行政法人下関市立市民病院について	
出資団体（地方独立行政法人下関市立市民病院）に関する事項	

	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 固定資産貸付料について、貸付料を算定する際の使用土地及び使用建物の標準価格は、5年ごとに徴取する不動産鑑定士の鑑定評価額をもって当該標準価格とすると固定資産貸付料算定基準（以下「算定基準」という。）により規定しているが、平成22年8月1日時点の鑑定評価額を用い、算定していた。算定基準に基づき、適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>所管課（保健部地域医療課）に関する事項</p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
<p>株式会社豊田ふるさとセンター</p>	
<p>出資団体（株式会社豊田ふるさとセンター）に関する事項</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 指定管理業務に関する会議室等の利用について、以下の事項が見受けられた。下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 設置条例第6条において、会議室の利用時間は午前10時からとなっているにもかかわらず、午前9時及び午前9時30分から使用許可をしているものが見受けられた。</p> <p>イ 指定管理者は、下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市使用許可書において、午前10時から午後5時までの7時間分の会議室の利用を許可していたが、8時間分の利用料金を徴収していた。担当者に確認したところ、「午後6時まで1時間多く利用した。」とのことであった。許可内容を遵守するとともに、適正な利用料金を算定されたい。</p> <p>ウ 情報コーナーの利用の際に、設置条例第12条第3項の規定によらず利用料金を徴収していた。担当者に確認したところ、「算定根拠を知らず、前例により1日当たり3,000円を徴収していた。」とのことであった。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>所管課（豊田総合支所地域政策課）に関する事項</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>なし</p>

[意見]

(1) 指摘事項（出資団体に関する事項）(1)ウに関連するが、当該利用料金は、設置条例別表第3において「売上割額と使用許可を受けた面積1平方メートルにつき1週間当たり420円を乗じて得た額とを比較していずれか高い額」と規定されているが、一時使用許可に係る「売上割額」の定義が設置条例において確認できなかった。

また、別表第3備考3において、「販売等又は営利を目的とした行為を行う場合において、使用許可を受けた期間が1週間に満たないとき、又は当該期間に1週間に満たない期間があるときは、当該1週間に満たない期間を1週間として計算する。」とあるが、別表第3の区分のうち、会議室の使用料は、1時間単位で計算することとなっており、当該備考3の規定は、会議室の使用には適当でないと思料する。

一時使用許可における利用料金の算出根拠が明確になるよう、設置条例の見直しを検討されたい。

以上

監 査 対 象 一 覧 表

出資団体監査

出資団体名	出資額 (千円)	出資割合 (%)	所管部局所課
一般財団法人 下関市公営施設管理公社	11,000	100.0	総務部 総務課
地方独立行政法人 下関市立市民病院	711,530	100.0	保健部 地域医療課
株式会社 豊田ふるさとセンター	55,000	83.59	豊田総合支所 地域政策課